

今後の若年者雇用に関する研究会ヒアリング

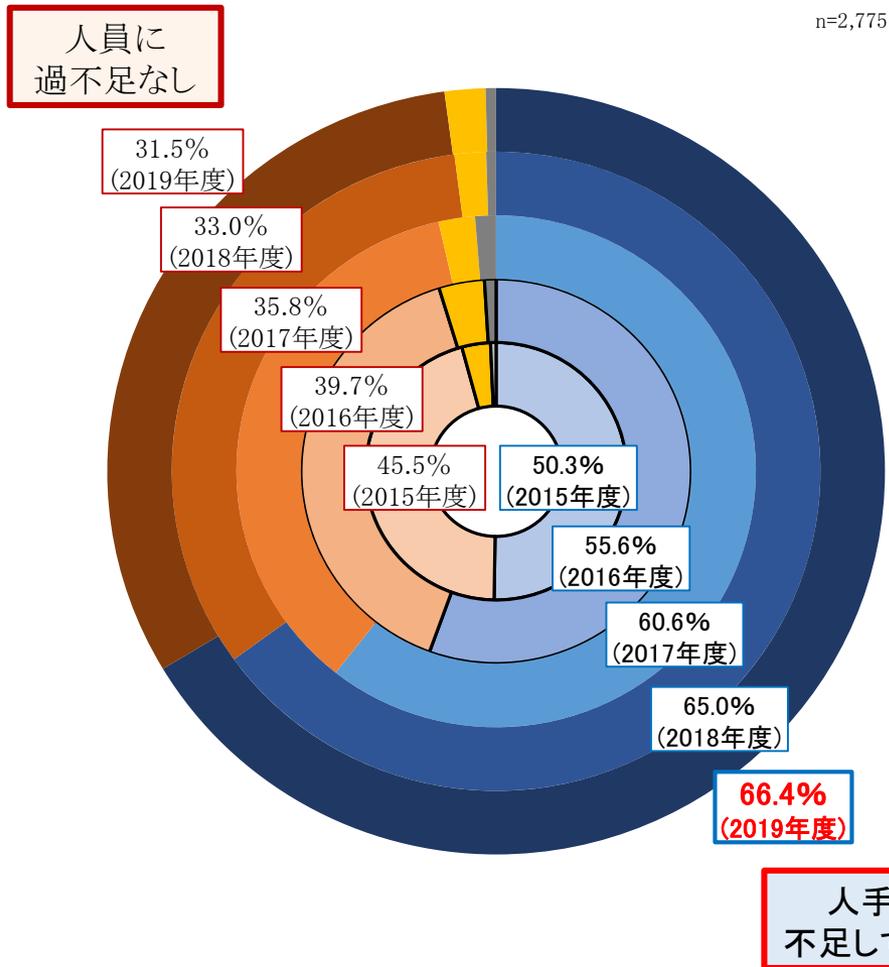
中小企業における人手不足 の現状等について

2019年12月9日
日本・東京商工会議所 産業政策第二部

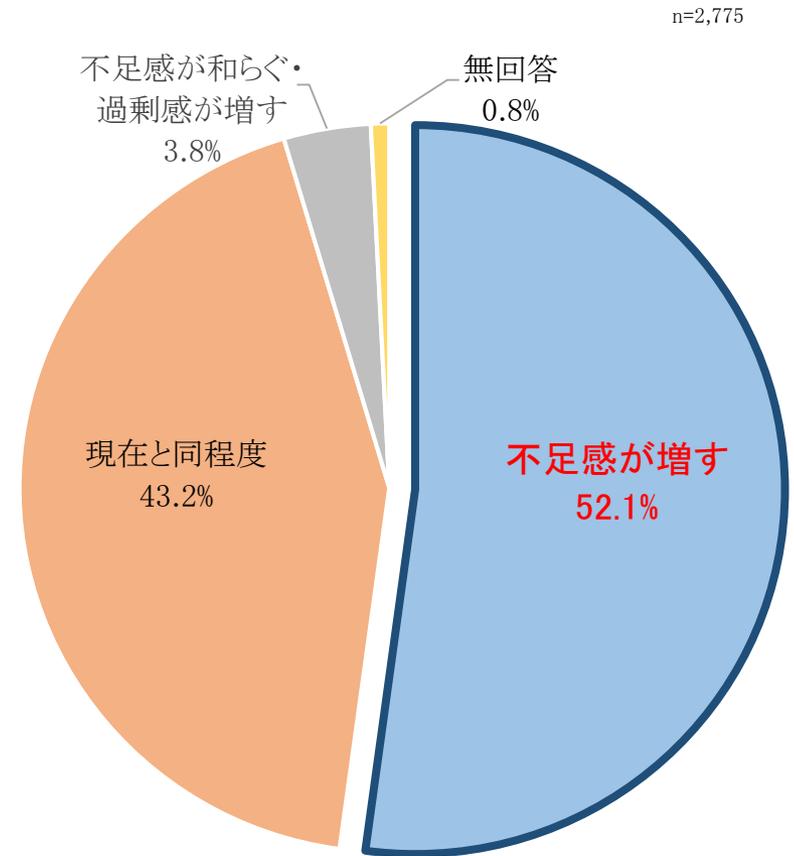
人手不足等の状況について

○中小企業の最大の経営課題である人手不足は年々深刻化(2015年:50.3%→2016年:55.6%→2017年60.6%→2018年:65.0%→2019年:66.4%)。今後、人手不足感が増すと回答した企業も過半数を超えている。

(1) 人員の過不足状況(内側2015年度～外側2019年度)



(2) 数年後(3年程度)の人員充足状況に関する見通し



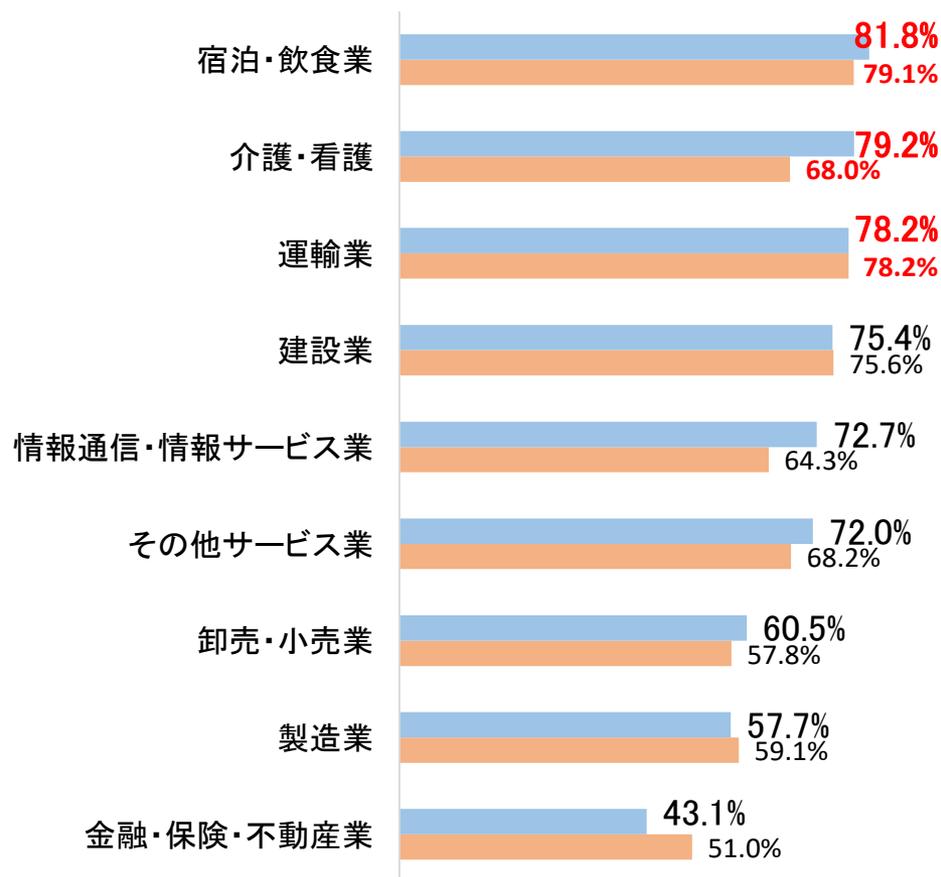
業種別・従業員規模別人手不足の状況

- 業種別で見ると、「介護・看護」が、68.0%(2018年度)→79.2%(2019年度)と、人手不足感が急激に高まっている。また、「宿泊・飲食業」および「運輸業」における人手不足企業の割合が8割程度で高止まりしており、深刻な状況。
- 従業員規模別で見ると、従業員規模が大きいほど、人員が「不足している」と回答した企業の割合が高くなっている。

(1) 人員の過不足状況(業種別集計)

n=2,775

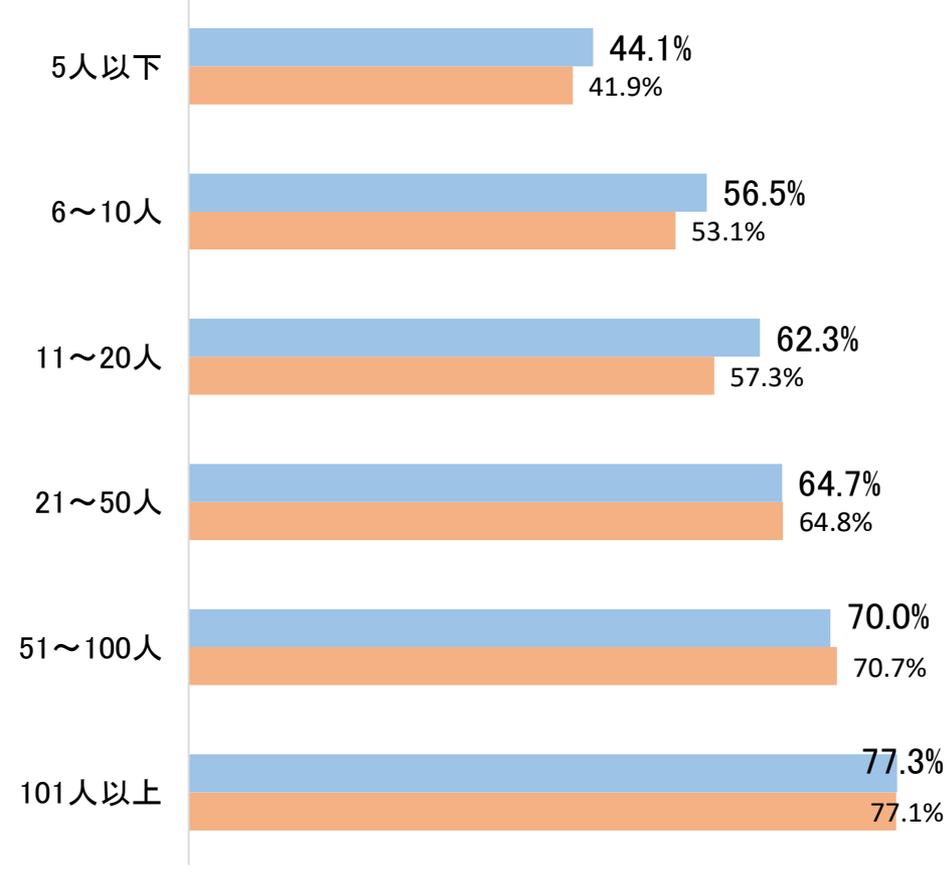
※グラフ上段は2019年度調査、下段は2018年度調査



(2) 人員の過不足状況(従業員規模別集計)

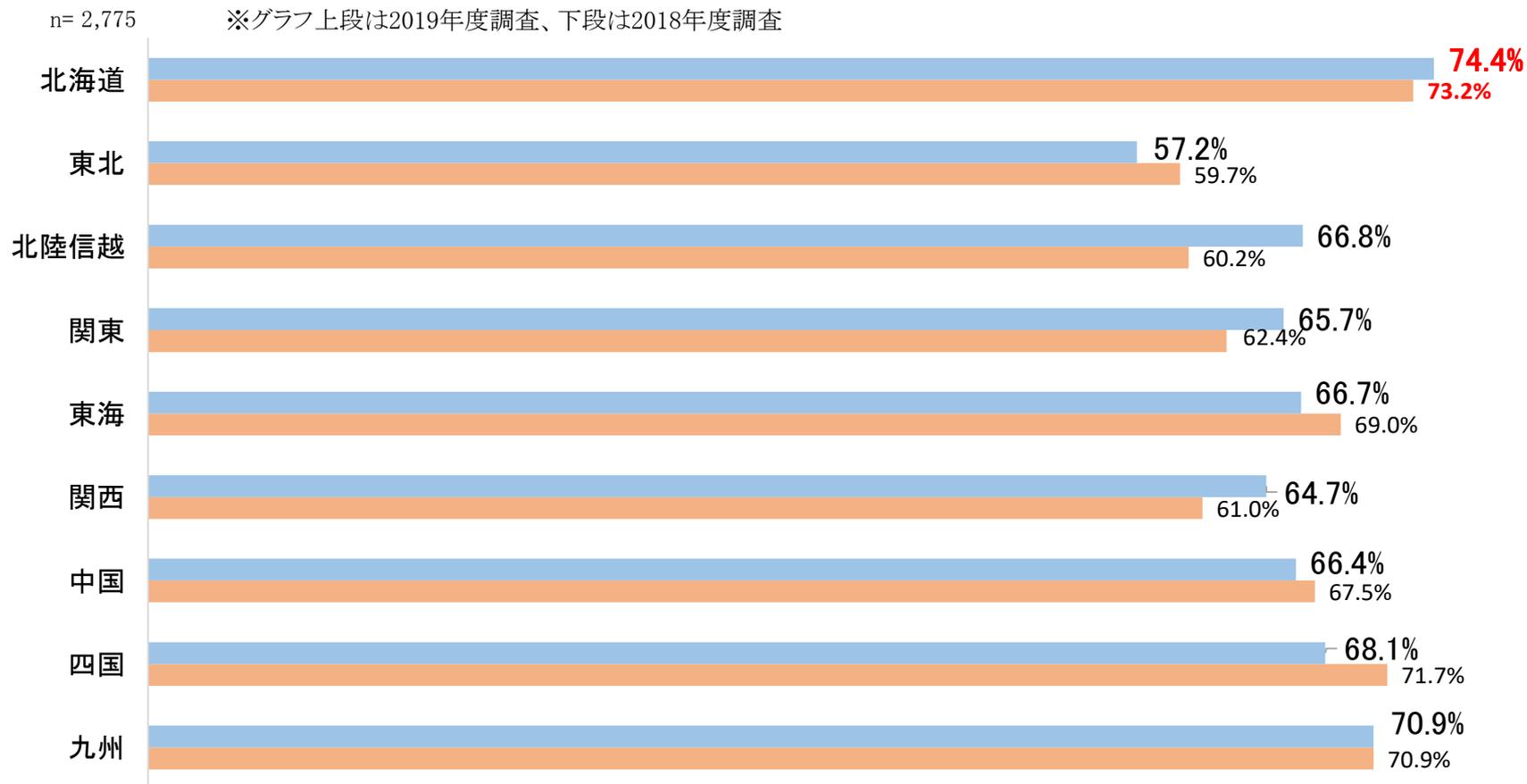
n=2,775

※グラフ上段は2019年度調査、下段は2018年度調査



全国ブロック別人手不足の状況

○全国9ブロック別で見ると、2年連続で北海道の人手不足企業の割合が最も高い(2018年:73.2%→2019年:74.4%)。



【9ブロック内訳】

■北海道:北海道

■北陸信越:新潟県、富山県、石川県、長野県

■東海:岐阜県、愛知県、三重県

■中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

■九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

■東北:青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

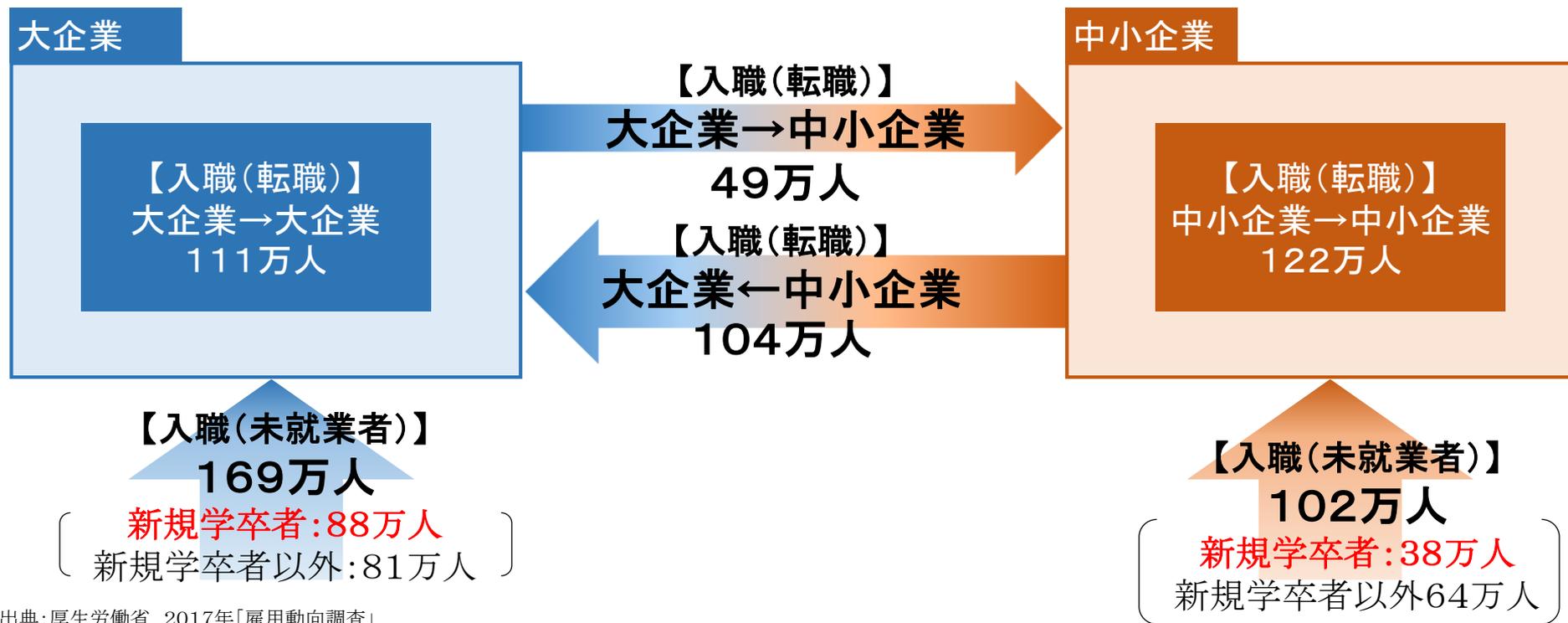
■関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県

■関西:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

■四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県

大企業と中小企業の転職、入職数の動向

○転職(大企業→中小企業、中小企業→大企業)、入職数の状況を見ると、中小企業の人手不足は構造的な問題と言える。
 ※本ページでは便宜上、300人未満の企業を中小企業としている



【無業の就業希望者862万人(そのうち求職者334万人)】

【男性】
317万人

(そのうち求職者137万人)

【65歳以上高齢者】
218万人

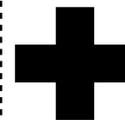
(そのうち求職者46万人)

【女性】
546万人

(そのうち求職者197万人)

【特定技能(14分野)】

34.5万人
(向こう5年間)

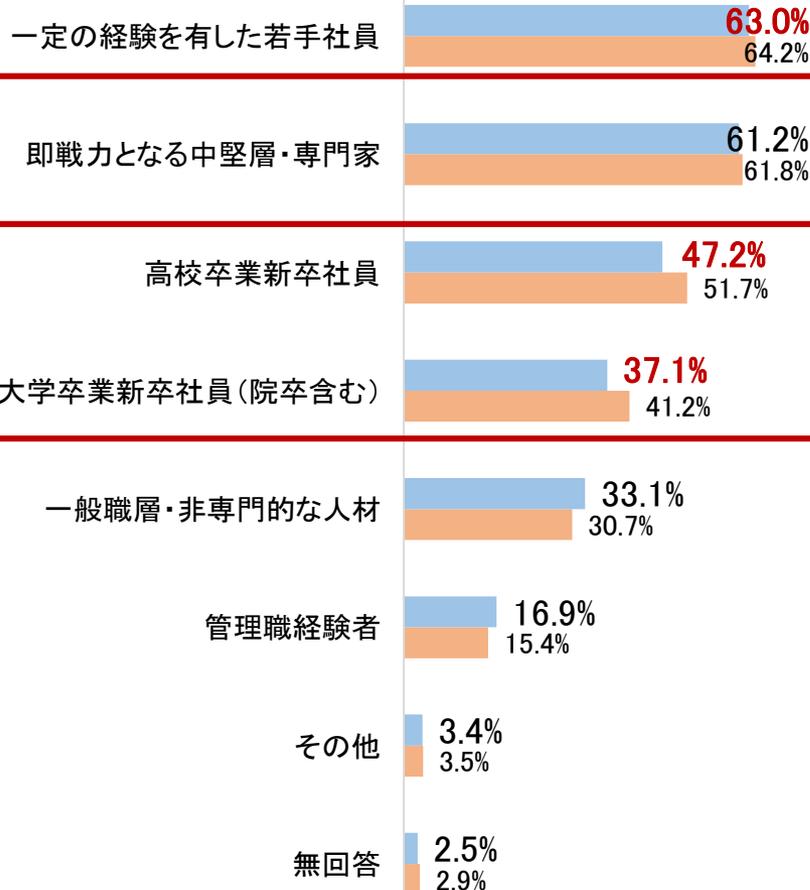


中小企業が求める人材と人員が充足できない理由

- 「**人手不足**」と回答した中小企業が求める人材は、「**一定の経験を有した若手社員**」、「**高校卒業新卒社員**」、「**大学卒業新卒社員(院卒含む)**」など、**若手人材に対するニーズが高い**。
- 人員が充足できない理由**は、「**立地地域に求めている人材がいない(そもそも人がいない)**」の他、「**産業・職種に魅力がない**」、「**ミスマッチを感じて退職してしまう**」など、**多岐にわたる**。

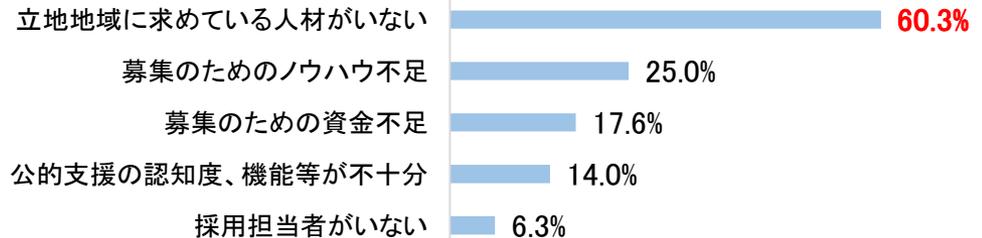
(1) 求める人材 n=1,842(対象:「人手不足」と回答した企業、%)

※グラフ上段は2019年度調査、下段は2018年度調査

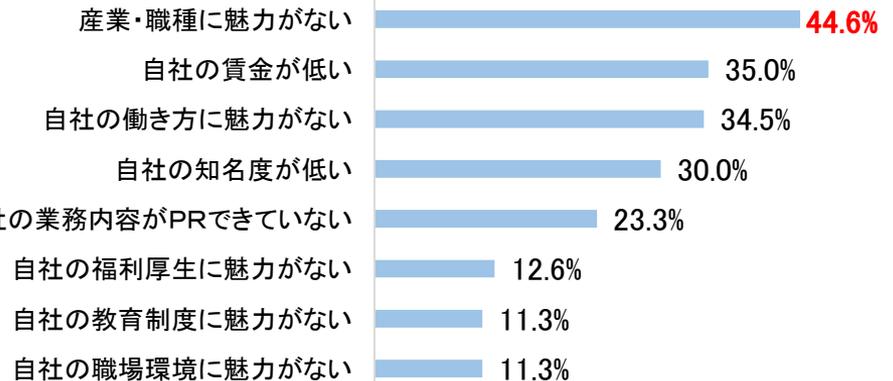


(2) 人員が充足できない理由 n=1,842(対象:「人手不足」と回答した企業、%)

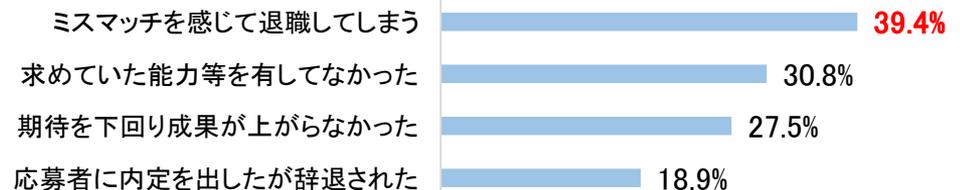
【カテゴリー①: そもそも採用できない】



【カテゴリー②: 自社の処遇や制度、魅力】

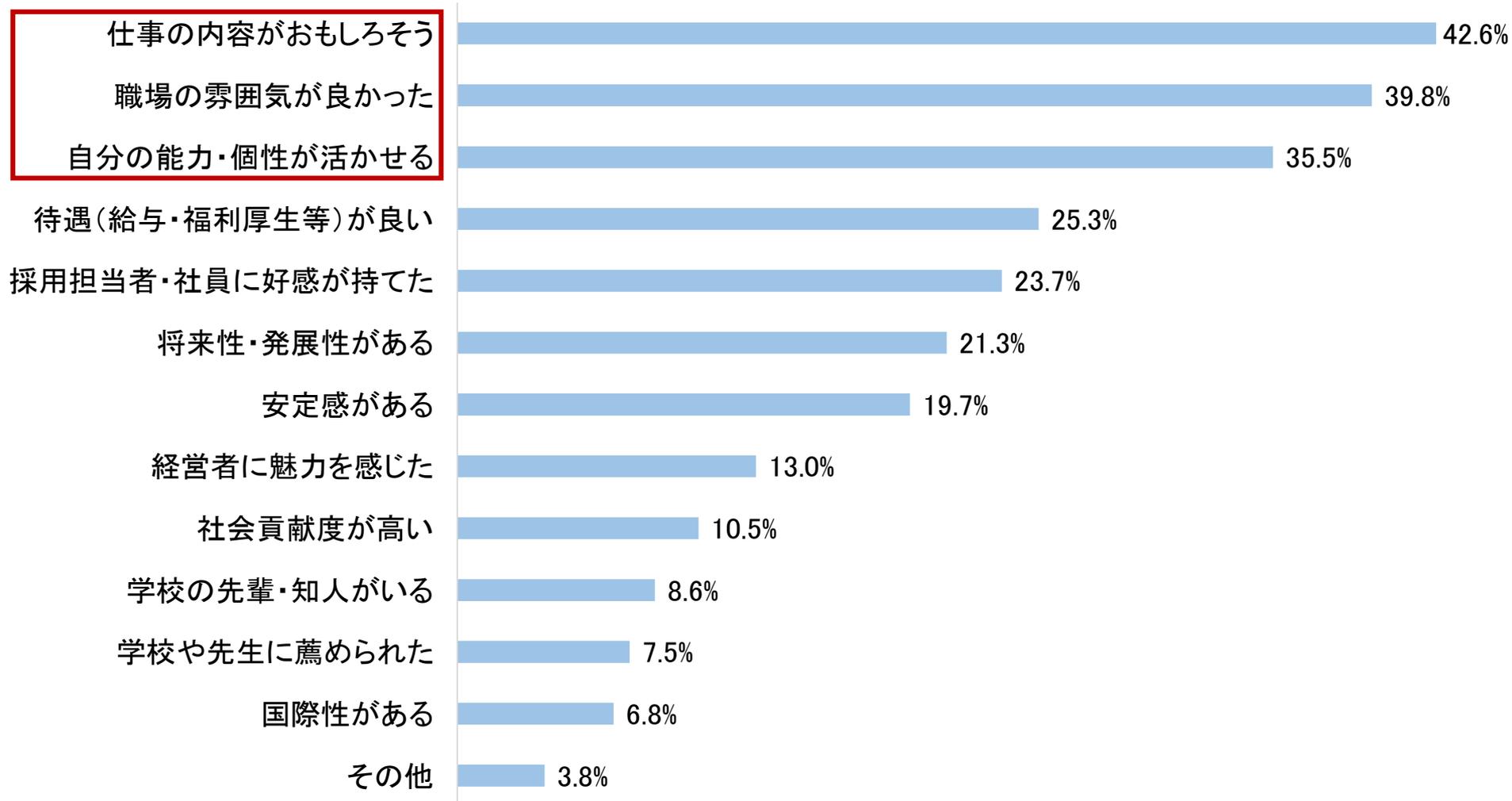


【カテゴリー③: ミスマッチ、定着しない等】



入社した会社を選んだ理由

○東京商工会議所会員の新入社員ビジネス基礎講座を受講した中堅・中小企業の新入社員を対象に「入社した会社を選んだ理由」を尋ねたところ、「待遇(給与・福利厚生等)が良い」よりも、「**仕事の内容がおもしろそう**」、「**職場の雰囲気が良かった**」、「**自分の能力・個性が活かせる**」との回答が多かった。



採用選考活動に関するルールについて

2019年10月30日

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議 御中

日本・東京商工会議所

採用選考活動に関するルールについて

大学等の新卒における採用選考活動に関するルールは、いわゆる「青田買い」等の防止を目的に、1953年に企業と大学との間で「就職協定」が定められた。以降、一時の空白期間はあったものの、現在に至るまで一定のルールは存在している。

採用選考活動に関するルールについて、日本商工会議所は、1962年に「就職協定」が廃止された際に混乱が生じたことを受けて設置された検討の場から一貫して「採用選考活動には何らかのルールが必要である」と主張してきた。

また、企業の人手不足は年々深刻化しており、直近の調査では66.4%の企業が人手不足を訴えるなど、最大の経営課題となっている一方で、特に中小企業には専任の人事・労務担当者がいない場合が多いことから、採用選考活動が早期化・長期化すると中小企業の負担が一層増加することが懸念される。

当所では、これまで会頭記者会見等を通じて標記に係る見解を述べてきたが、改めて意見を申しあげる。

<ルールの必要性>

○現在の採用選考活動は、大企業の活動が終わった後に中小企業の活動が本格化するのが実態である。特に、新卒採用を実施している中小企業においても、計画通りに採用を充足できた企業は約3割に留まっている。

○また、中小企業では毎年人手不足が深刻化しており、直近の調査では66.4%の中小企業で人手不足を訴える等、最大の経営課題となっている。

○このような状況下において、採用選考に関する一定のルールが廃止され、採用選考活動がさらに早期化・長期化した場合、学生の混乱、さらには学業時間の確保を妨げる恐れがあるとともに、中小企業に一層の負担が増加することが懸念される。

○従って、採用選考活動に関する何らかのルールは必要であり、加えて、政府はルールを幅広く周知していくべきである。

○なお、商工会議所は、関係省庁連絡会議の決定事項を会員企業へ広く周知していく。

<ルールの策定主体>

○採用選考活動に関するルールの策定は、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（以下、関係省庁連絡会議）」で検討することが望ましい。

<広報・選考活動開始時期>

○広報・選考活動開始時期は、関係省庁連絡会議で検討することが望ましい。

○なお、当所は現状の時期について、特段の問題は生じていないと認識している。

新卒・若者雇用に向けた商工会議所の取組事例

【学生や大学に自社の魅力を直接PR】

名称	日程・時期	備考(会場・費用等)	問合せ先	
学生サイト 東商学生サイト URL: https://www.cci-job.net/sat/sakusei/	2020年3月31日まで掲載可能	東商会員限定 16,500円(税込10%)	東京商工会議所 人材支援センター 03-3283-7640 東商 採用 検索	
「東商学生サイト」では、就職を考えている学生(大学生・専門学校生等)に対して、企業情報や募集要項、インターンシップ・職場体験情報、会社説明会情報等を公開することが可能です。 <サイトの特徴> ・掲載情報を自社で編集することが可能 ・充実した検索項目(企業の魅力、業種/職種/職種、会社説明会等) ・インターンシップ・職場体験、会社説明会の情報を掲載することが可能				
東商就職ジョブフェア(合同会社説明会) URL: https://www.tokyo-cci.or.jp/person/adoption/shinsetsu/#anchor1	次回の開催予定が決まり次第、ご案内をいたします。			
会員企業と学校法人との就職情報交換会 URL: https://www.tokyo-cci.or.jp/person/adoption/shinsetsu/#anchor2	2020年1月24日(金)	東商会員優待 ① 東商会員料金: 1名参加 無料 ② 一般料金(税込10%): 1名参加 30,560円 ※いずれの場合も、同行者1名につき5,100円(税込10%)を追加で頂戴します。 【会場】東京都立産業貿易センター 台東館		
「インターンシップ・職場体験ハンドブック」 URL: http://www.tokyo-cci.or.jp/person/adoption/jinzai/ri/intermb.pdf (ダウンロード可)	通年	インターンシップ・職場体験の導入を検討されている企業の皆様に具体例を用いながら分かりやすく解説します。		
東京都学生インターンシップ事業 きづくインターンシップ2019 URL: https://tokyo-internship.com/	7月9日(火)～ 2020年2月中旬	～学生が中小企業の魅力に「きづく」ためのインターンシップ～ 学生に中小企業でのインターンシップの機会を提供することで、早期から学生の中小企業理解を促進することを目的としています。	<運営委託先> 株式会社エイジエック 就労支援事業部内 03-5339-7098	

【社員のスキルUP】

名称	日程	会場	備考	問合せ先
人事採用担当者のための会社説明会での話し方・伝え方講座	1月15日(水) 10:00～17:00	アクセス 渋谷フォーラム	東商会員優待 会員料金(税込10%) 18,700円 一般料金(税込10%) 35,200円 (税込、資料、昼食代含む)	東京商工会議所 研修センター 03-3283-7650 東商 研修 検索
	【ポイント】 会社の魅力を余すことなく伝えるための話し方、伝え方の技術を基礎から学びます。			
新入社員フォローアップ講座(2019年度入社編)	2月4日(火) 10:00～17:00	東京商工会議所	東商会員優待 会員料金(税込10%) 16,500円 一般料金(税込10%) 33,000円 (税込、資料、昼食代含む)	東京商工会議所 検定センター 03-3989-0777 東商 検定 検索
	【ポイント】 入社後を振り返り、成功体験や失敗体験を互いに共有し、今後の成長の一助とします。			
リテールマーケティング(販売士)検定試験	第85回 1・2・3級 2月19日(水)	23区内試験会場	【申込期間】 2019年12月10日(火)～ 2020年1月10日(金)	東京商工会議所 検定センター 03-3989-0777 東商 検定 検索
日商簿記検定試験	第154回 2・3級 2月23日(日)	23区内試験会場	【申込期間】 2019年12月10日(火)～ 2020年1月10日(金)	
ビジネス会計検定試験	第26回 1・2・3級 3月8日(日)	23区内試験会場	【申込期間】 2019年12月24日(火)～ 2020年1月31日(金)	

【公的機関の求人情報の活用】

名称	日程・時期	備考(会場・費用等)	問合せ先
新卒者等対象求人申込(外国人留学生を含む)	求人受付開始: 2月1日 求人公開開始: 4月1日	詳細については、お問い合わせください	管轄のハローワーク
外国人留学生の紹介	通年	詳細については、お問い合わせください	東京外国人雇用サービスセンター 03-5339-8625

【若年者の正規雇用化促進に関する制度】

名称・内容	支援内容	問合せ先
【キャリアアップ助成金(正社員化コース)】 非正規社員を正規雇用等に転換した企業に助成金を支給する。	1人あたり最大57万円<72万円> (大企業は最大42.75万円<54万円>) > > 内は生産性向上を促した場合	管轄のハローワーク
【「ユースエール認定」事業】 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度。	・就職面接会などでのマッチング支援 ・労働HPでの就職関連情報の公開	管轄のハローワーク
【若者正社員チャレンジ事業】 都内の中小企業のうち、若年求職者を正社員として採用する意思があり、実習を受け入れる企業に【受入準備金】を支給する また、実習参加者を正社員として採用し6ヶ月以上継続雇用した場合は【採用奨励金】を支給する。	【受入準備金】 実習1日あたり6千円 【採用奨励金】 1人あたり10万円 ※ユースエール認定企業の場合 1人あたり30万円	東京しごと財団 しごとセンター課 03-5211-2851
【トライアル雇用助成金】 就労経験の不足などから就職が困難な求職者を、常用雇用に移行することを目的としてトライアル雇用した企業に助成する。	・1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) ・ユースエール認定企業: 1人あたり月額最大5万円(最長3か月間)	管轄のハローワーク

【社内での人材育成・教育に関する制度】

名称・内容	支援内容	問合せ先
【人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)】 労働者(正社員)の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し、労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。	訓練コースによって異なる	東京労働局助成金第三係(訓練) 03-5332-6925 (制度) 03-5332-6926
【東京都中小企業職業訓練助成制度】 労働者の職業能力の開発や向上を促進するために、短時間や小規模の職業訓練を実施する企業に、実施に係る経費について助成します。	【自ら実施し企画する訓練】 1人1時間あたり430円 【教育機関派遣訓練】 受講料の2分の1又は15,000円(いずれか低い額)(1人1コースあたり)	東京都産業労働局 雇用就業部 能力開発課 03-5320-4718 または管轄の職業能力開発センター
【教育訓練給付制度】 働く人の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、労働者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給します。 ※雇用保険の被保険者であった期間等の条件があり、支給額には上限があります。 ※2019年度以降、制度改正に伴い、内容等が変更する場合があります。	【一般教育訓練給付】 教育訓練経費の20% 【専門実践教育訓練給付】 教育訓練経費の50% (一定の要件を満たした場合70%)	管轄のハローワーク

東商の事業